e-Tax等による法定調書の提出が義務化されています!

法定調書の種類ごとに、前々年(基準年)に提出すべきであった当該法定調書の枚数が**30枚以上**※である法定調書については、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等(以下「e-Tax等」といいます。)による提出が必要です。
※令和8年までに提出する法定調書は、基準年の提出枚数が100枚以上の場合にe-Tax等での提出が必要です。

例えば、令和7年に提出すべき「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(以下「報酬等の支払調書」といいます。)の枚数が**30枚以上**であった場合には、令和9年に提出する「報酬等の支払調書」はe-Tax等による提出が必要となります。

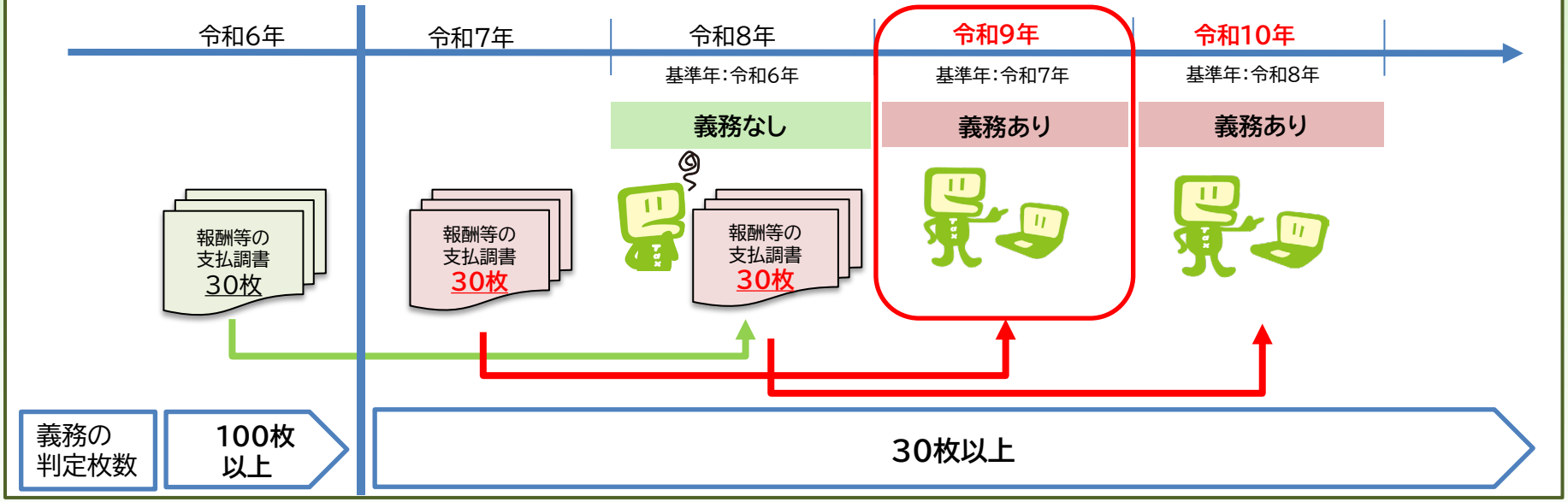

給与支払報告書もeLTAX等による提出が必要です!

令和9年1月以降、給与支払報告書を市区町村に提出した場合には、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出する必要はありません(源泉徴収票のみなし提出の特例)。

給与支払報告書についても、基準年に提出すべきであった給与所得の源泉徴収票の枚数が**30枚以上**であった場合、eLTAX等(eLTAX又は光ディスク等)により提出する必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページ「源泉徴収票(給与所得・公的年金等)のみなし提出の特例に関するQ&A」をご確認ください。

みなし提出 Q&A

国税庁 法人番号7000012050002

令和8年8月